

草津警察署庁舎新築工事（建築）について

草津警察署の移転新築工事が現在進められている中で、新庁舎の建築工事の入札結果および工事スケジュールについて滋賀県警察本部より説明がありましたので報告します。

1. 事業概要

大規模災害をはじめ各種事案に迅速・的確に対応できるようにするため、耐震性に問題があり、老朽・狭隘化が著しい警察署を移転新築する。

2. 工事概要

- (1) 工事名 草津警察署庁舎新築工事（建築）
(2) 建築場所 草津市西大路町字野々井888番外
(3) 施設規模・概要

①庁舎

- ・規模 鉄筋コンクリート造 5階建て
延べ床面積 4,749.63㎡
- ・配置計画
- | | |
|----|-------------------------------|
| 1階 | 署長室、警務課、会計課、交通課、地域課、各種受付、相談室等 |
| 2階 | 証拠品倉庫、署長公舎 |
| 3階 | 生活安全課、刑事課 |
| 4階 | 留置場、事件対策室 |
| 5階 | 大会議室、道場 |

②付属建物

- ・車庫 3棟（鉄骨造1階建て）
・車庫・霊安室棟 1棟（鉄骨造1階建て）
・マイクロバス庫 1棟（鉄骨造1階建て）
・拾得物・証拠品庫棟 1棟（鉄骨造1階建て）
・駐輪場 4箇所

③駐車場 142台（うち車庫棟内19台）

3. 入札概要

- (1) 入札方法 制限付き一般競争入札
(2) 落札額 1,177,000,000円（税含む）
(3) 落札者 滋賀県甲賀市水口町本綾野2番16号 辻寅建設株式会社
(4) 工期 県議会議決後、契約締結日より5日以内の日から
令和3年5月31日まで

* 建築工事の竣工までの流れ

工事名称	入札締切日	開札日	契約予定日	着工予定日	竣工予定日
建築	R1.10.11	R1.10.15	R1年12月下旬	R2年1月頃	R3年5月末

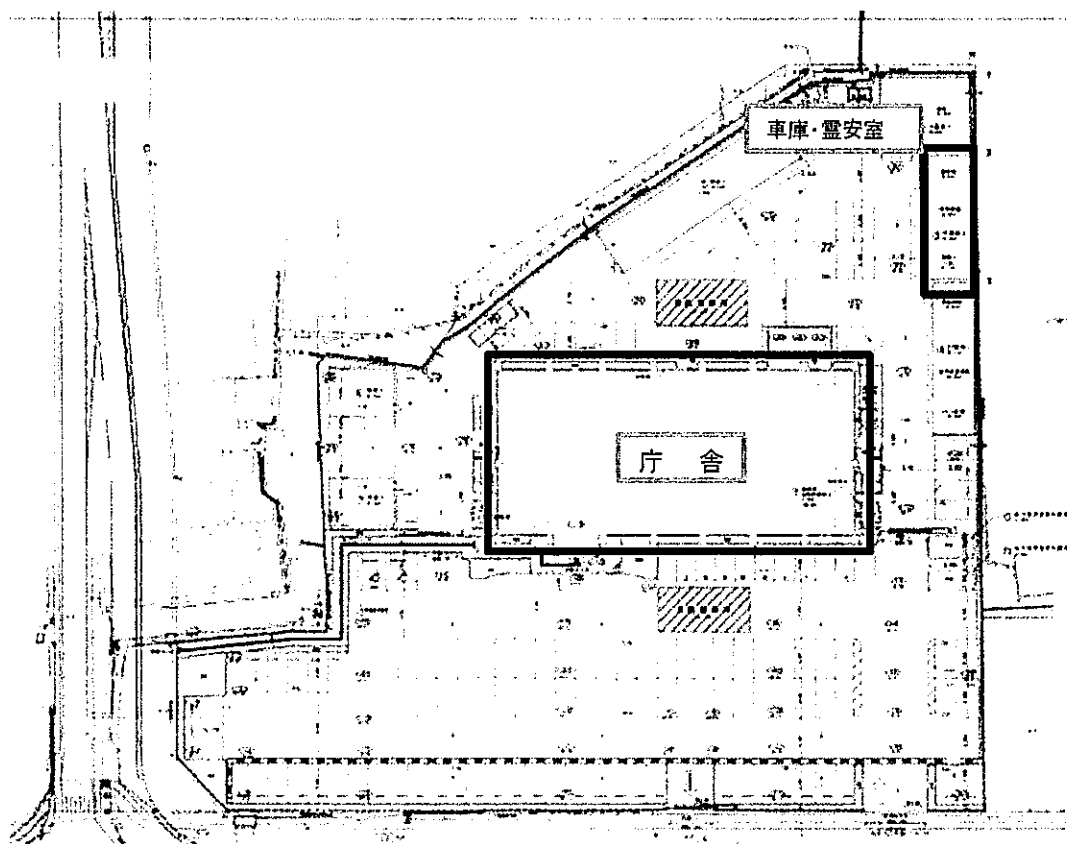
4. その他

建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事、昇降機工事を分離発注。

庁舎完成予定図



配置図



市内コミュニティセンター施設における敷地内禁煙の導入 実施について

(1)【本市における公共施設等の敷地内禁煙の現状】

■平成30年（2018年）7月25日に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が公布されたことを受け、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的に、多くの者が利用する施設等の類型に応じ、一定の場所以外における喫煙を禁止することが盛り込まれています。

本市においては、第一種施設として位置付けられる学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などの市内公共施設の一部（※）が、すでに敷地内禁煙を実施しています。

（※市役所庁舎、総合福祉保健センター、保育園、幼稚園、幼児園、小学校、中学校、児童館、学童保育所、障がい児地域活動施設等）

(2)【市内コミュニティセンター施設敷地内喫煙の現状について】

■市内各コミュニティセンター施設については、すでに屋内禁煙となっていますが、今般の法改正により、多くの者が利用する施設の類型として、第二種施設として位置付けられ、原則屋内禁煙（施設敷地内において喫煙専用室が設けられている場合のみ喫煙専用室内での喫煙可）となることから、現在、敷地内に喫煙所を設けているコミュニティセンターにおいて、望まない受動喫煙の防止を図るための対応について、下記のとおり状況確認を行いました。

コミュニティセンター喫煙場所

	コミセン名	喫煙所の有無	喫煙場所
1	金勝	あり	敷地内建物南西側横
2	葉山	あり	敷地内玄関横の軒先下
3	葉山東	あり	敷地内玄関横の軒先下
4	治田	あり	敷地内駐輪場内
5	治田東	あり（灰皿無）	敷地内建物裏（灰皿無）
6	治田西	あり	敷地内非常階段下
7	大宝	あり	敷地内駐輪場内
8	大宝東	なし	ウイングプラザ4F 喫煙室
9	大宝西	なし	—

■第二種施設として位置付けられるコミュニティセンターについては、原則

屋内禁煙とする中で、敷地内において喫煙専用室（屋外へのたばこ等による煙の流出防止措置を講じた施設）の設置等、望まない受動喫煙の防止対策を講じる必要がありますが、各センターそれぞれの現地確認を行った結果、施設内外において適当な場所を確保することは困難であるものと判断されます。

（３）【市内コミュニティセンター施設敷地内禁煙の導入実施について】

■現状における市内コミュニティセンター（栗東駅前ウイングプラザテナント内にあるコミセン大宝東を除く）については、施設敷地内での喫煙専用室の設置は困難であります。

このことから、市内コミュニティセンターにおいては、今般の改正法令の趣旨に基づき、施設利用者及び付近の通行人等に対する望まない受動喫煙の防止を図る必要があることから、令和２年（２０２０年）４月１日より、コミセン施設敷地内禁煙を導入実施することをお願いしていきたいと考えています。

【今後における対応】

■コミセン施設敷地内禁煙実施の周知

- ・周知期間：施設利用者等への周知期間を設ける必要から、令和２年１月～３月までの３か月間の周知期間とします。
- ・周知方法：市ホームページ掲載の他、各施設における張り紙・コミセンだより等で周知します。

■コミセン施設敷地内における喫煙設備（灰皿等）の撤去

- ・コミュニティセンターにおける既存の喫煙設備（灰皿等）については、年度内（令和２年３月３１日）をもって撤去とします。

民設学童保育所設置・運営事業者の選考結果について

学童保育所の利用希望者の増加に対応するため、今後定員を超えることが予想される地域を対象に、学童保育所を開設する事業者を募集（三次募集）し、栗東市民設学童保育所設置・運営事業者選考要項に基づき選考を行いましたところ、次のとおりとなりました。

今後は、この結果に基づき、令和2年4月の開設に向けて、施設整備等の準備を進めていきます。

1 応募事業者数

【治田東小学校区】

1 者

・ 社会福祉法人くじら

2 選考経過

- 令和元年10月15日 募集要項の公表、配布開始
- 11月 1日 応募申込書等の提出期限
- 11月14日まで 1次審査（書類審査）
- 11月15日 2次審査（プレゼンテーション審査）
(栗東市民設学童保育所設置・運営審査委員会)

3 決定事業者

【治田東小学校区】

事業者の名称 社会福祉法人くじら

＜参考＞

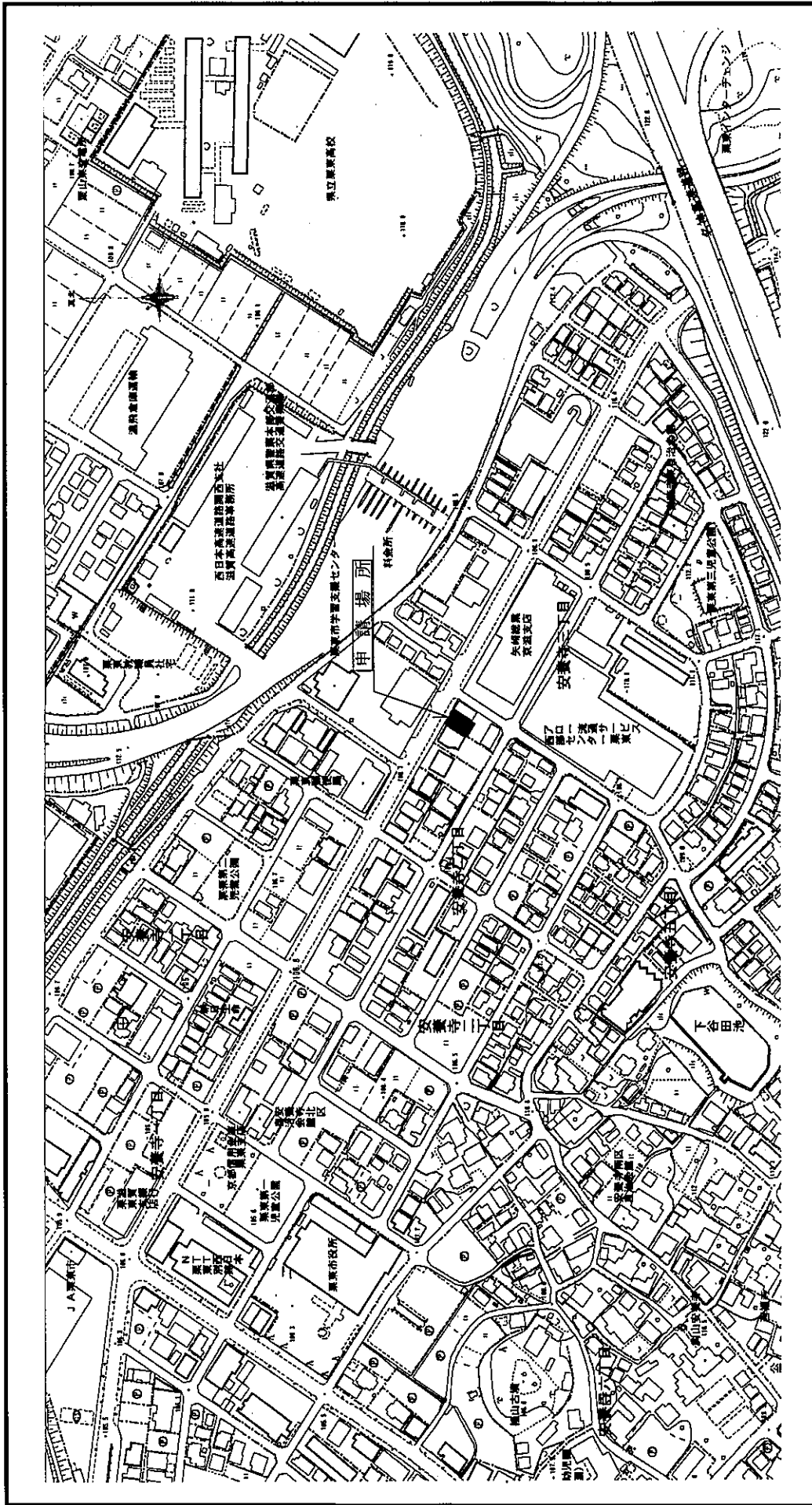
栗東市における実績

- ・ 栗東くじら保育園（上鉤）
- ・ 栗東くじら小規模保育園（安養寺）
- ・ 治田くじら小規模保育園（坊袋）
- ・ (仮称) 治田くじら学童保育所【令和2年4月開設予定】（坊袋）

事業者の所在地 長崎県大村市富の原一丁目1113番地1

開設場所 栗東市安養寺二丁目6番9号

位置図



各地域におけるごみ収集に関する調査結果

調査対象自治会 124 自治会
回答済自治会 111 自治会
回答率 89.5% 11月27日時点

設問1 今年度より、ごみ収集曜日の固定化を実施しましたが、地域でのごみ排出について影響がありましたか？

1 影響があった	9 自治会	8.1%
2 影響がなかった	97 自治会	87.4%
3 わからない	5 自治会	4.5%
小計	111 自治会	

●影響があった場合の主な内容

- ・ごみの出し間違いが減りました。
- ・固定化により収集日の間違いがなくなり改善された。
- ・ごみ回収の日が固定化されたことにより他の収集日に違うごみを捨てる人がなくなった。
- ・曜日固定されたので良かった。
- ・収集曜日の固定化で、間違えてごみ出しをすることが少なくなったと思う。特に祝日の月曜等は有難い。
- ・ごみ収集カレンダーをしっかりと見ておられない方が多く事前の周知徹底がされてなく管理会社は困っていた。

設問2 今年度より、びん類の収集曜日について平日移行を実施しましたが、地域でのごみ排出について影響がありましたか？

1 影響があった	7 自治会	6.3%
2 影響がなかった	97 自治会	87.4%
3 わからない	7 自治会	6.3%
小計	111 自治会	

●影響があった場合の主な内容

- ・変更に対する事前の周知がしっかりされていたのか気になります。
- ・まだ前の収集日に出してあった。

- ・曜日を間違えてびんをだしている人がいた。
- ・ごみ当番制で各家庭を回してごみ集積所のごみ出しを管理していますが、家族がみな平日勤務であり、びんの分別などのチェックが土曜日に比べしづらくなった。
- ・当番制で7時～8時まで立番をしている。働いている人はコンテナの跡片づけが出来ない。
- ・平日にすると前夜に出す人が増えた。ごみ当番や生活環境保全推進員が色分け等のチェックができずケースごと未収集になり困った。

設問3 現在、収集曜日が土曜日となっている古紙・古着類、乾電池の収集曜日を平日移行することについて。※支障がないというご意見が7割以上あれば、次年度より実施する予定をしております。

1 支障がある	21 自治会	18.9%
2 支障がない	89 自治会	80.2%
無回答	1 自治会	0.9%
小計	111 自治会	

●支障がある場合の主な内容

- ・出す量や種類が多いため、平日だと仕事されている方もおられるので、朝の忙しい時間に出しに行くのが大変である。
- ・朝からのごみ出しは忙しい。当番にあたった人も平日は困る。（重たいものや大きいもの等を運ぶのが大変）
- 主要道路沿いの集積所だと、資源ごみの場合小さい集積場だと平日の為、交通量が多くごみの量が多い場合、道路にはみ出し危険である。
- ・平日になると前夜から出す人が増えると思われ、古紙や古着に放火やイタズラされる可能性が高くなるのが心配です。
- ・分別、ごみ出し日等のルールを守らない人があり、月一回の大型ごみ収集では、翌日のごみ出し等もあり分別やスペースに余裕がない。
- ・地域の方も今まで土曜日というイメージがある為、お知らせをもう少しやってほしい。

ごみ収集カレンダー(案)

ごみは各自治会のルールに従って収集日の朝8時までに出してください。ごみの後出しは収集しません。

※カレンダー内の○印で囲まれている収集日は、他の地域と収集が重なっているため収集時間が遅くなる場合があります。カレンダーの色は、下記のごみ種による色分けです。

令和2年 4月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	...	...

ペットボトルはラベルをはがしましょう

令和2年 5月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	「みどりのカーテン」に取り組みましょう					

令和2年 10月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

エコドライブを心がけましょう

令和2年 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	...	...	...	...	...

買い物にはマイバックを持参しましょう

令和2年 6月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	...	...	...	...

雨水をためて有効利用しましょう

令和2年 7月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	...
冷暖房は適温に調整しましょう						

令和2年 12月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	...	...
残さず食べよう！3010運動						

令和3年 1月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	残った食材は別の料理に活用しましょう					

令和2年 8月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	...	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	食材は買いすぎないようにしましょう				

令和2年 9月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	...	...	...

自然とのふれあいを楽しみましょう

令和3年 2月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	...	...	...	...	...	...
食材に応じた場所で保存しましょう						

令和3年 3月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	...	...	...
環境にやさしい取り組みを広げましょう						

■収集できないもの

- 自動車部品・バイク・バッテリー・焼却灰・農薬等薬品・油（液状）・土
- 業務用備品・農機具・農業用ビニール
- 建設廃材（かわら・コンクリート・ブロック等）等の産業廃棄物
- 爆発・発熱・着火・発火のおそれがあるもの（ガスボンベ・消火器等）
- エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン

可燃

その他プラスチック

ビン

ペットボトル

古紙・古着・乾電池

金属・ガラスライター

破碎

ごみは各自治会のルールに従って収集日の朝8時までに出してください。ごみの後出しは収集しません。

※カレンダー内の○印で囲まれている収集日は、他の地域と収集が重なっているため収集時間が遅くなる場合があります。カレンダーの色は、下記のごみ種による色分けです。

令和2年 4月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	...	...

ペットボトルはラベルをはがしましょう

令和2年 5月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	「みどりのカーテン」に取り組みましょう					

令和2年 10月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

エコドライブを心がけましょう

令和2年 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	...	...	...	...	...

買い物にはマイバックを持参しましょう

令和2年 6月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	...	...	...	...

雨水をためて有効利用しましょう

令和2年 7月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	...

冷暖房は適温に調整しましょう

令和2年 12月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	...	...

残さず食べよう！3010運動

令和3年 1月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	残った食材は別の料理に活用しましょう					

令和2年 8月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	...	...	...	...	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	食材は買いすぎないようにしましょう				

令和2年 9月

日	月	火	水	木	金	土
...	...	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	...	...	...

自然とのふれあいを楽しみましょう

令和3年 2月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	...	...	...	...	...	...

食材に応じた場所で保存しましょう

令和3年 3月

日	月	火	水	木	金	土
...	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	...	...	...

環境にやさしい取り組みを広げましょう

■ 収集できないもの

- 自動車部品・バイク・バッテリー・焼却灰・農薬等薬品・油（液状）・土
- 業務用備品・農機具・農業用ビニール
- 建設廃材（かわら・コンクリート・ブロック等）等の産業廃棄物
- 爆発・発熱・着火・発火のおそれがあるもの（ガスボンベ・消火器等）
- エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン

可燃

その他プラスチック

ビン

ペットボトル

古紙・古着・乾電池

金属・ガスライター

破碎

ごみ収集カレンダー (案)

ごみは各自治会のルールに従って収集日の朝8時までに出してください。ごみの後出しは収集しません。

※カレンダーの色は、下記のごみ種による色分けです。

令和2年		4月		5月		10月		11月	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
...	...	...	1	2	3	4	...	...	...
5	6	7	8	9	10	11	...	...	...
12	13	14	15	16	17	18	...	...	...
19	20	21	22	23	24	25	...	...	...
26	27	28	29	30	...	...	...	...	...
ペットボトルはラベルをはがしましょう							買い物にはマイバックを持参しましょう		

令和2年		10月					
日	月	火	水	木	金	土	
...	...	...	...	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
エコドライブを心がけましょう							

令和2年		10月		11月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30
...	...	...	...	...	...
買い物にはマイバックを持参しましょう					

令和2年		6月		7月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26
28	29	30	...	...	...
雨水をためて有効利用しましょう					

令和2年		12月		1月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	31	...
残さず食べよう！3010運動					

令和3年		1月		2月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
3	4	5	6	7	8
10	11	12	13	14	15
17	18	19	20	21	22
24	25	26	27	28	29
31	残った食材は別の料理に活用しましょう				

令和2年		8月		9月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
2	3	4	5	6	7
9	10	11	12	13	14
16	17	18	19	20	21
23	24	25	26	27	28
30	31	食材は買いすぎないようにしましょう			

令和3年		2月		3月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26
28	...	...	...	...	...
食材に応じた場所で保存しましょう					

令和3年		3月		4月	
日	月	火	水	木	金
...	...	...	...	...	...
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26
28	29	30	31	...	...
環境にやさしい取り組みを広げましょう					

- 収集できないもの
- 自動車部品・バイク・バッテリー・焼却灰・農薬等薬品・油（液状）・土
 - 業務用備品・農機具・農業用ビニール
 - 建設廃材（かわら・コンクリート・ブロック等）等の産業廃棄物
 - 爆発・発熱・着火・発火のおそれがあるもの（ガスボンベ・消火器等）
 - エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン

可燃

その他プラスチック

ビン

ペットボトル

古紙・古着・乾電池

金属・ガラスライター

破碎

古紙・古着類、乾電池の収集曜日平日移行に係る事務スケジュール

11月上旬	自治会への事前アンケート実施	11月7日依頼 11月25日締切
11月下旬	アンケート集約	
12月6日	総合調整会議にて報告	
12月中旬～下旬	12月議会 委員会報告	
1月下旬	生活環境保全推進会議役員会報告	
	各自治会長へ実施のお知らせ	
2月下旬～3月下旬	令和2年度ごみ収集カレンダー各戸配布	
	広報りっとう3月号 お知らせ	

第31回旧RD最終処分場問題連絡協議会について

日 時：令和元年11月18日（月）19：00～21：00

場 所：コミセン治田東

出席者：滋賀県、栗東市、地元住民等16人（出席者の中に市議員2名を含む）

<議事>

1. 前回の開催結果について 資料1

- ① 安定器は569個出てきて高濃度（PCB）のものもある。掘削していない他の場所にもあるのではないかと。今後、容器が腐食して溶出してきたら住民は不安である。という意見に対し、掘削をしていない他の場所からも出てくる可能性はありますが、PCBについては過去のボーリング調査の結果、場外に流出していない事を確認しております。二次対策工事では遮水工や有害物掘削除去を行い、また工事後のモニタリングにより確認する、と回答されました。
- ② 調査頻度の設定例の説明があったが、設定しているパターン以外の事が起きたら、5年以降も調査する予定か。また、10ページの評価方法について、4回の測定値を平均し基準値以下ならば調査をしないまたは減らすということかと質問があり、5年以降についても確認が必要な場合は続けさせていただくことになると思う。また、測定値を平均することは有効性の確認や目標の達成状況の確認での評価に使用する考えで、調査回数減らし方については年平均ではなく個別の数字をもとに判断します、と回答されました。
- ③ 敷地管理に関して栗東市の関わり方について教えてほしいという問いに対し、維持管理については、今のところ県と協議をさせていただいておりませんが、栗東市内の土地でもございますので、関わりについては滋賀県と十分協議していきたいと思っております、と回答しました。

2. 二次対策工事等の進捗状況について 資料2

A～Eまでの工区のうち掘削についてはE工区まで全て完了。E工区の遮水工についても11月中旬に完了予定となっています。（P2参照）

3. 令和元年度第2回モニタリング調査結果について 資料3

資料3の22～23ページにまとめが記載されています。

ほとんどの項目について不検出または、環境基準の超過はありませんでしたが、ひ素で3地点、ほう素で2地点の基準超過がありました。なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査につきましては、前回と同様に3地点とも環境基準を超える有害物質は検出されませんでした。今後もモニタリングを重ね、動向を注視する必要があります。（P24参照）

4. 二次対策工事後のモニタリング調査計画について 資料4

調査計画について、これまでの協議会により市民側から出された意見に対し、滋賀県が対応案を示され意見交換がなされました。調査については令和3年4月から5年間を目途に実施し、その結果により二次対策工の有効性を判断することになります。

5. 当面の敷地管理について 資料5

各施設の維持管理や点検方法などについて具体的な案を示されました。特に意見や要望は出されませんでした。

6. その他（栗東市資料について）

前回の協議会において、井戸H26-S2（2）の電気伝導度が下がらないのは北尾団地周辺の影響によるものかという意見が出され、北尾団地の世帯数の推移や市街化調整区域において家屋の建設ができる理由を知りたい、参考資料として提示してほしいとの要望がありましたので、当日資料として配布しました。

第 31 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会 次第

日 時 令和元年 11 月 18 日（月） 19:00～
場 所 栗東市コミュニティセンター 治田東

■ 部長あいさつ

■ 議 事

1. 前回の開催結果について
2. 二次対策工事等の進捗状況について
3. 令和元年度第 2 回モニタリング調査結果について
4. 二次対策工事後のモニタリング調査計画について
5. 当面の敷地管理について
6. その他

配布資料

資料 1	第 30 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会の開催結果
資料 2	工事等の進捗状況について
資料 3	令和元年度第 2 回モニタリング調査結果について
資料 4	二次対策工事後のモニタリング調査計画について
資料 5	当面の敷地管理について（案）

第30回 旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 令和元年9月13日（金）19：00～21：30

■場 所 栗東市コミュニティセンター治田東

■主な質疑・ご意見

0. 旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱の別表の改正について

○栗東市役所藤村副市長を第31回連絡協議会の構成員として追加することについて協議会です承され、設置要綱の別表を改正し次回の連絡協議会で配布する。

1. 前回の開催結果の確認について

意見なし

2. 工事等の進捗状況について

◇安定器は569個出てきて高濃度（PCB）のものもある。掘削していない他の場所にも有るのではないか。今後、容器が腐って溶出してきたら住民は不安である。

⇒掘削をしていない他の場所からも出てくる可能性はありますが、PCBについては過去のボーリング調査の結果、場外に流出していない事を確認しております。二次対策工事では遮水工や有害物掘削除去を行い、また工事後のモニタリングにより確認する、と回答しました。

◇有害物掘削除去工が11月に完了し対策工事も終わりが見えてきたが、これまで対策工事による支障や被害は無かったと考えてよいのか。

⇒対策工事の実施中は地下水のモニタリングや周辺環境の常時監視を行っており、特に支障や被害は出ていないと考えている、と回答しました。

◇その回答（上記）を踏まえて、我々は有害物を掘削除去するよう求めたが、当時の部長や知事は二次被害をもたらすからできないと発言した。実際にやってみて二次被害が一切無いという矛盾をどう考えるか。

⇒多少は掘削による影響もありますので、そのことを考慮しての発言であったと考えている、と回答しました。

◇当時の県と知事は予算をオーバーする掘削工事をしたくなかったが、「予算は気にしなくてもいい」などと言った手前、「二次被害が出る」とおためごかしの説明をしたと考えられる。今でも当時の部長・知事の考えを支持するのか。

⇒あくまでもいろんな影響を受けると考えての発言であったと思う。現実的な考え方は同じである、と回答しました。

◇我々は県のそのような誤魔化しを怒り、住民と県の関係がこじれた。対策工事が始まった時に、もう嘘はつかない、これまでの対応は間違っていた、と県の反省を聞いたから我々は納得して工事をやってきた。ところがあれは正しかったと、時計の針を逆に戻すようなことを言うのか。

⇒決してそういう意味ではない。これまでの県の対応に様々な不備があったことへの

反省は十分承知しており、それを否定するものではない。今の時点で誠心誠意取り組みでいきたい。改めてきちんと精査してお話しさせていただく、と回答しました。

◇前からお願いしているが、工事の終了後に、処分場の状況だけでなく行政の対応も含めてこの事件を総括する必要があると思う。その際に今の発言を念頭において、しっかりと行政の対応がどうだったのか確認してもらいたい。

⇒その点はきちんと考えてお話しさせていただく、と回答しました。

3. 令和元年度第1回モニタリング調査結果について

◇H26-S2(2)の井戸の Ks3 層の電気伝導度は思ったより下がらないが、これは処分場の影響によるものか。または、それ以外の北尾団地周辺の影響によるものか。

⇒この井戸は敷地境界にあり、電気伝導度以外に 1, 4-ジオキサンとかほう素の項目が出ていることからみて、おそらく当時ここに第二処分場に埋まっていたものの影響がまだ残っていると考えている。また、Ks3 層の水は北尾団地側から RD 側の方へ流れており、尾根筋から下がった斜面の極めて短い断面（Ks3 層が露頭しているところ）から入ってきており水の流れも遅く水が移動しないことからなかなか洗いだされていないと考えている、と回答しました。

4. 二次対策工事後のモニタリング調査計画について

◇調査頻度の設定例の説明があったが、設定しているパターン以外の事が起きたら、5年以降も調査する予定か。また、10ページの評価方法について、4回の測定値を平均し基準値以下ならば調査をしないまたは減らすということか。

⇒5年以降についても確認が必要な場合は続けさせていただくことになると思う。また、測定値を平均することは有効性の確認や目標の達成状況の確認での評価に使用する考えで、調査回数の減らし方については年平均ではなく個別の数字をもとに判断します、と回答しました。

◇調査頻度の設定方法について、年4回から減らした際の調査の時期はどのように考えているのか。大雨の降った後や有害物が出やすい時期に調査をしてもらいたい。

⇒同じ時期に年2回調査した方が関係性（井戸や物質の比較）から評価しやすいと考えており、このことについてはアドバイザーの先生にアドバイスを受け考えていきたい、と回答しました。

◇14ページの樋口委員の意見で、「採水3日前に降水がないことを確認し」とあるが、降水後のほうが有害物が出るように思うがどうか。

⇒降水によって希釈されると考えているが、この記述については樋口先生に確認します、と回答しました。

◇前回の確認で、まだはっきり返答してもらっていないが、国との関係上の調査や結果を国に上げることに關してはモニタリングの調査計画の範囲で十分だと思う。しかし二次対策工事の有効性や追加対策の必要性の確認としては今回のモニタリング調査計画では不十分であると考ええる。追加対策が必要かどうか判断するときは、

もっとトータルな調査をしてもらいたい。上流部と下流部でどのくらい電気伝導度の差が出るのか、その先には有効な指標の一つとなるだろうと思うから、また違った形の調査をお願いしたいが検討しますということによいか。

⇒二次対策工事の有効性の確認は絶対評価を基本としておりますが、機械的に有効性の有無を結論づけることはせず様々な観点で評価をしたいと考えております。具体的には、そのバックグラウンドによる相対評価や一定期間の変動傾向による考察や基準に設定されていない一般項目の推移やいろんな観点で総合的に評価していきたいと思っております。このことについては全体的にアドバイザーの先生に助言をいただいて連絡協議会で協議させていただく考えをもっております、と回答しました。

5. 当面の敷地管理について

◇栗東市さんの関わり方について教えてほしい。

⇒(栗東市) 維持管理については、今のところ県と協議をさせていただいておりませんが、栗東市内の土地でございますので、関わりについては滋賀県と十分協議していきたいと思います、と回答しました。

6. その他

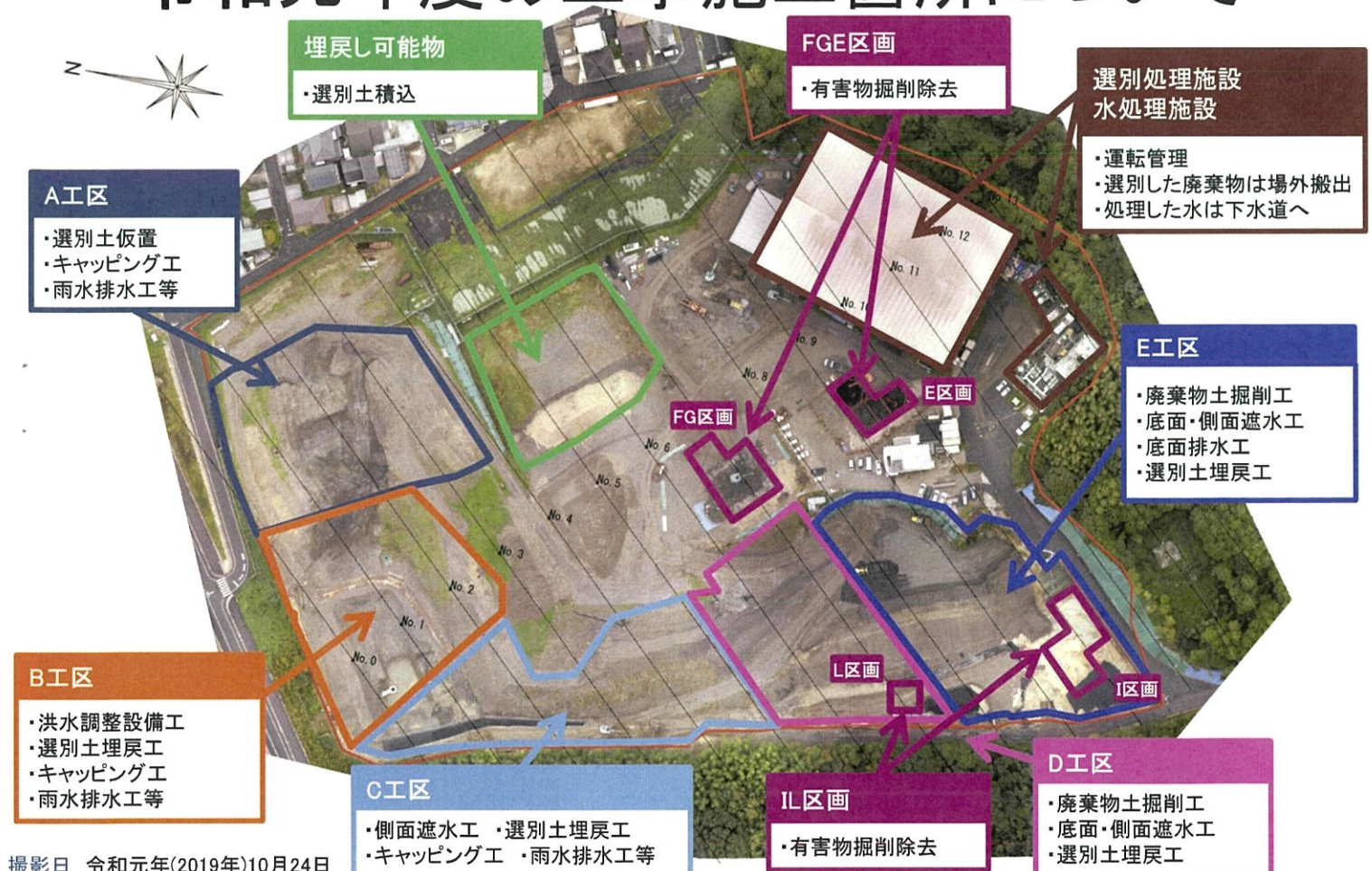
意見なし。

第31回旧RD最終処分場問題連絡協議会

工事等の進捗状況について

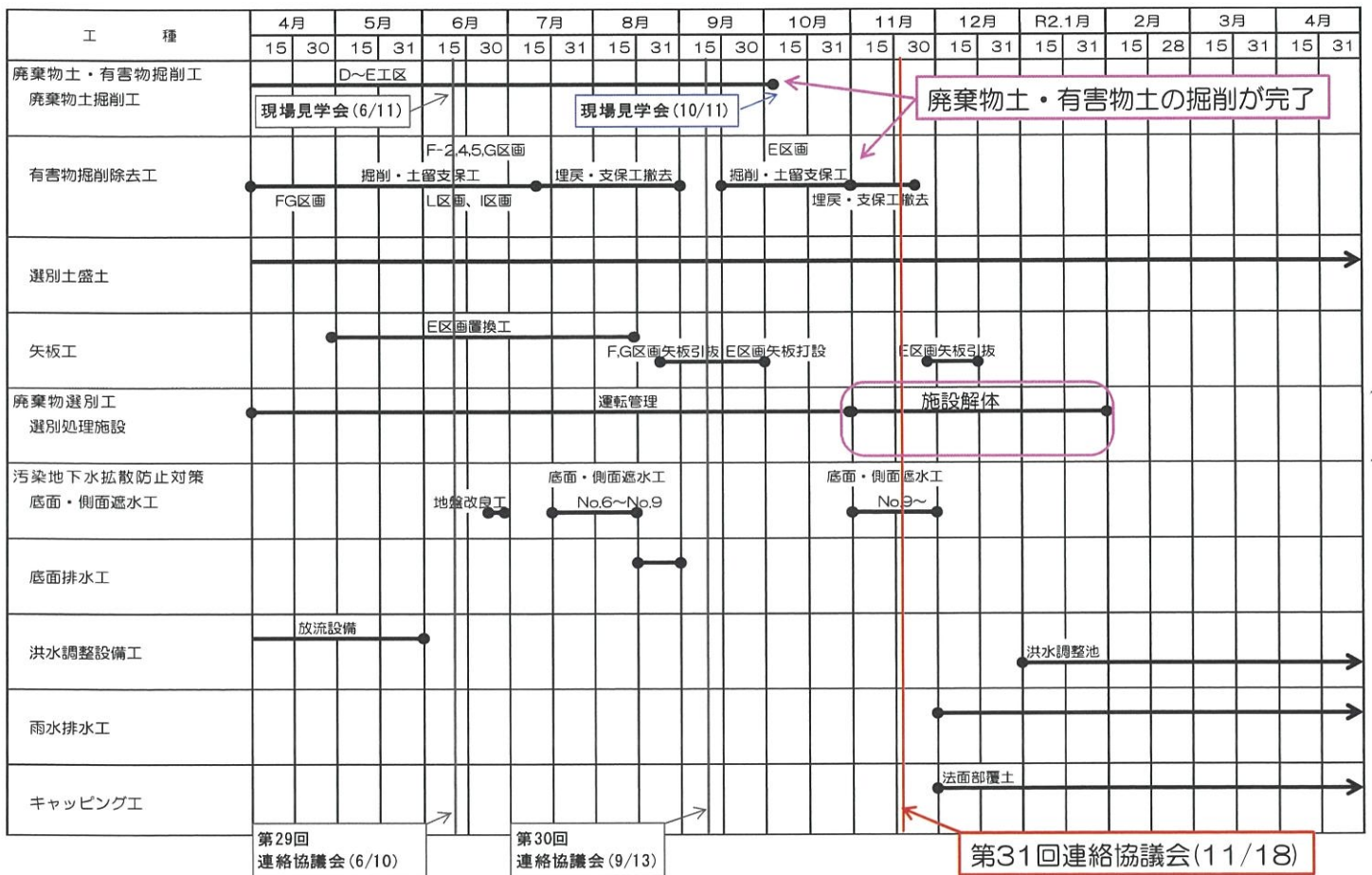
令和元年(2019年)11月18日

令和元年度の工事施工箇所について



令和元年度 工程表(案)

資料2



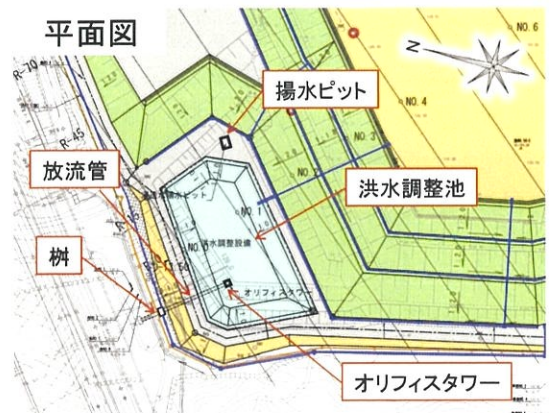
B工区の状況

進捗状況

- ・B工区では、盛土法面の整形や洪水調整池の事前整備を実施。

写真

- ① B工区全景
- ② オリフィスタワー、放流管の設置状況



※現時点の資料であり、今後変更が生じる場合があります。

E工区の状況

資料2

進捗状況

- ・ 進入路側へアンカー・腹起しを設置しながら、廃棄物土・有害物土(I区画)の掘削を実施。



有害物区画(I区画)



E工区の掘削状況

(南側)

進捗状況

- ・ 廃棄物土・有害物土を全て掘削し、掘削完了。



底面・側面遮水工

(E工区)

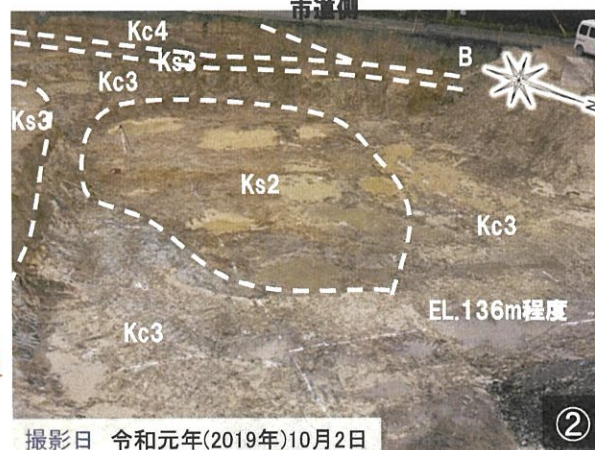
進捗状況

- ・入り口側の廃棄物土の掘削が完了。

写真

- ① DE工区 全景
- ② 掘削法面側の掘削状況
- ③ DE工区の地質平面図

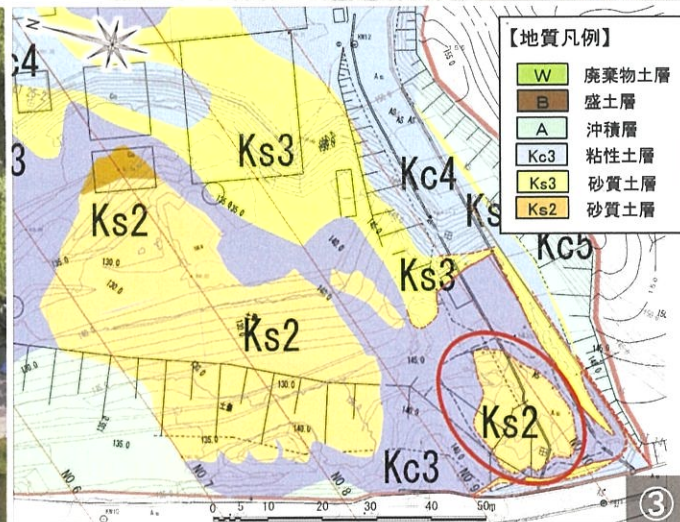
Ks2層の周囲にKc3層の分布を確認して掘り止め



②



①



③

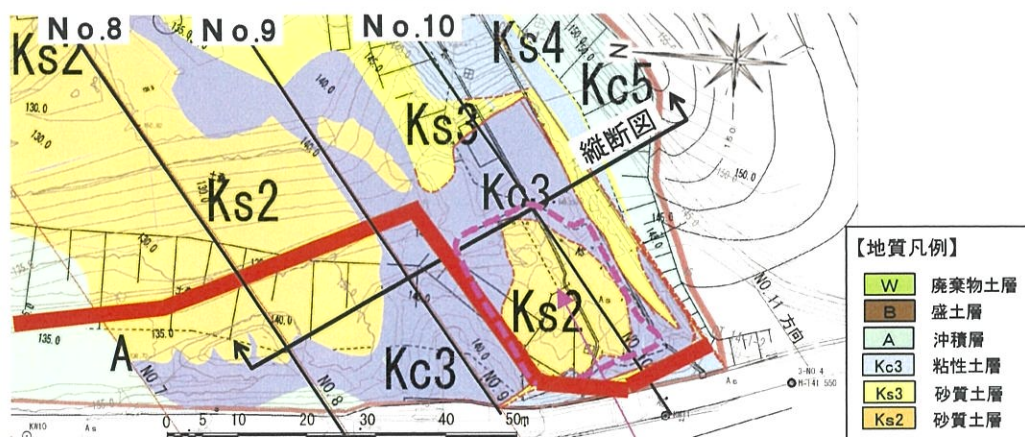
底面・側面遮水工

(E工区)

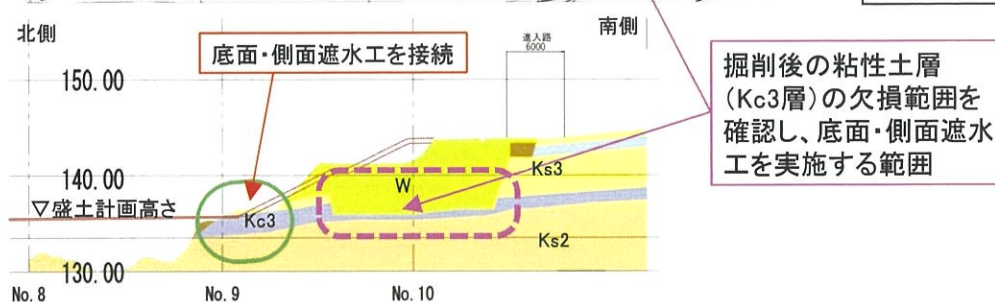
地山確認および底面・側面遮水工の施工範囲

- ・ 廃棄物土を掘削後、地山確認を行った結果、No.9では粘性土層(Kc3層)が厚く分布しており、No.10では粘性土層(Kc3層)の欠損範囲(長さ約25m、幅約15m)で確認できました。
- ・ 底面・側面遮水工は、この欠損範囲を囲む範囲(赤線)で実施する予定です。

平面図(地層図)



縦断面図(イメージ図)



※本資料は、現時点のものであり、今後詳細な設計を行います。

現場見学会の開催

資料2

概要

- ① E工区 廃棄物土掘削(入り口付近 地山確認)
- ② E区画 有害物掘削除去工

開催結果

開催日: 令和元年(2019年)10月11日

参加者: 11名



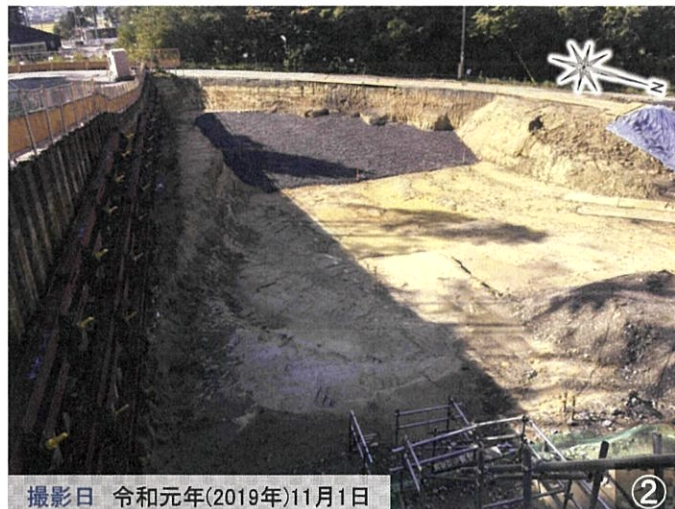
DE工区の状況

進捗状況

- ・ 選別土による盛土
- ・ 底面・側面遮水工の下部の基盤材の埋め戻し

写真

- ① DE工区 盛土状況
- ② 基盤材の埋め戻し

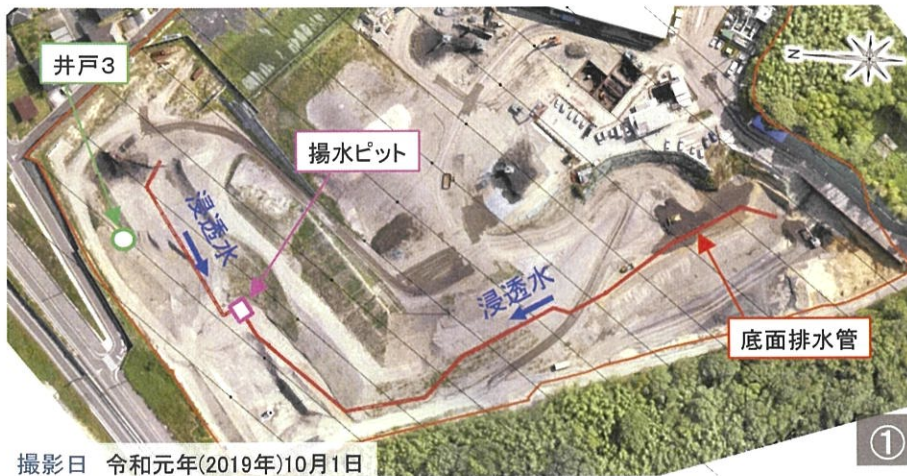


底面排水管

資料2

進捗状況

- ・ **底面排水管**の施工がすべて完了し、選別土の埋戻しや盛土を実施。
- ・ 場内の浸透水は**揚水ピット**に集まるため、揚水ピットにより揚水を行います。
- ・ 浸透水の水位を下げる目的での**揚水井戸(井戸3)**による揚水は、廃棄物掘削や底面排水管の施工が完了したため、揚水を終了します。



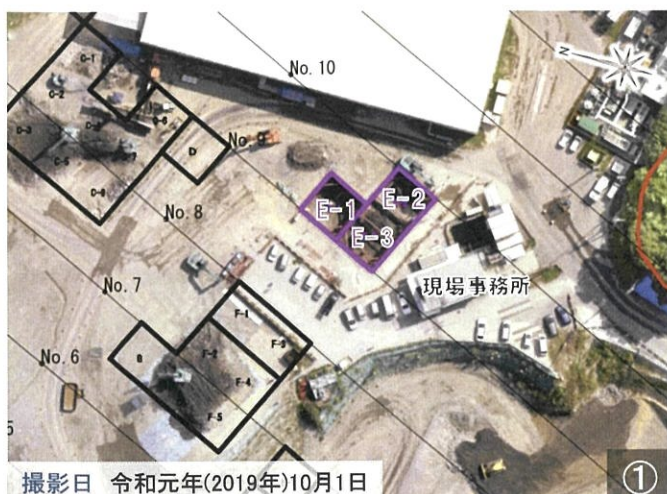
有害物掘削除去(E区画)

進捗状況

- ・ 矢板打設が完了し、支保を設置しながら、廃棄物土・有害物土の掘削を行い、10月末に完了。
- ・ 支保工を撤去しながら、埋戻しを実施。

写真

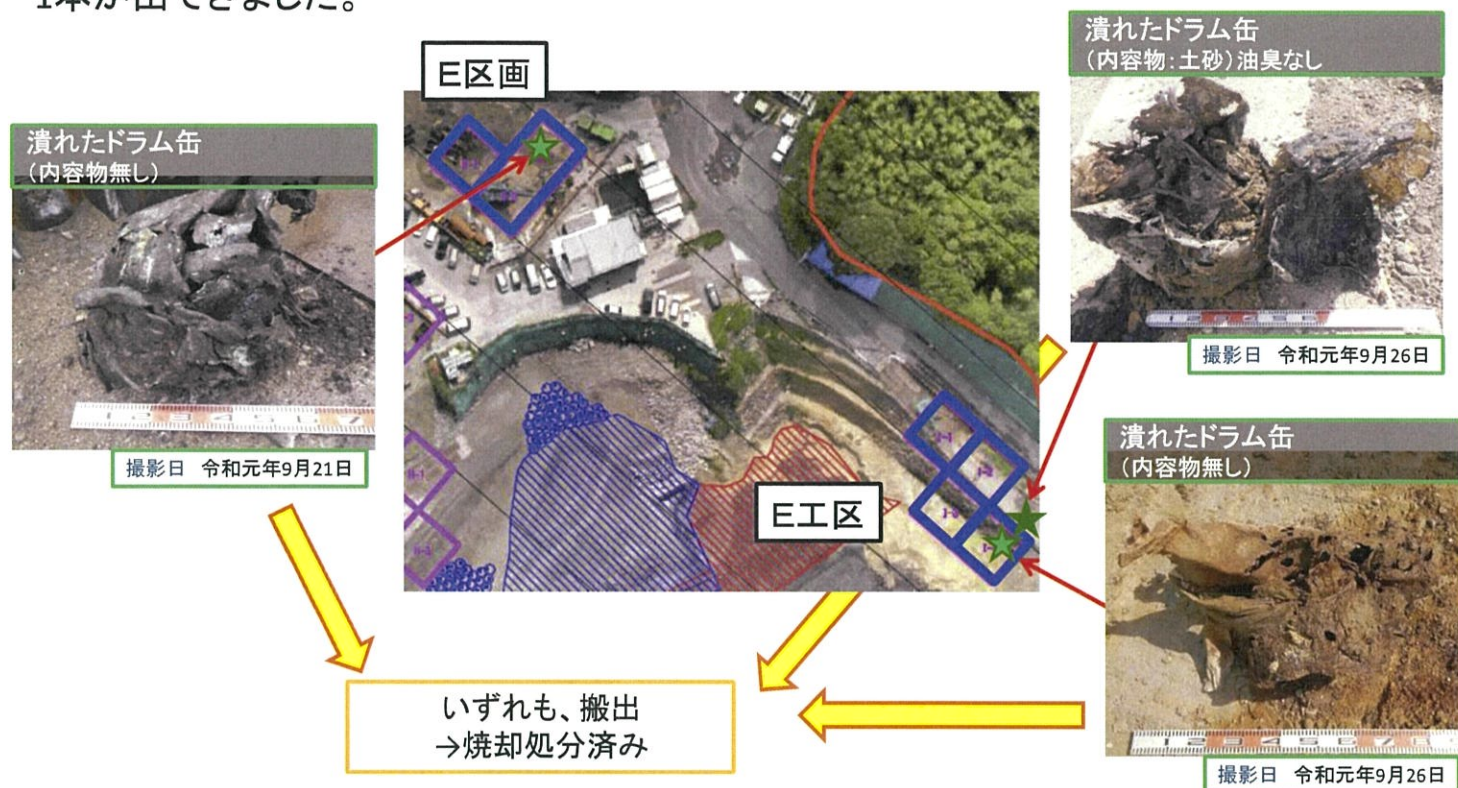
- ① 全景(E区画)
- ② 有害物掘削状況
(E-1 五次掘削)



掘削した廃棄物

特異な廃棄物

・9月21日に、E区画(標高149m)で内容物無しの潰れたドラム缶1本が、9月26日に、E工区(標高137.5m)で内容物無しの潰れたドラム缶1本、内容物有り(土砂)の潰れたドラム缶1本が出てきました。



掘削した廃棄物

特異な廃棄物

・10月3～10日に、E区画(標高145.5-143.5m(地表面から6～8m下層))で内容物無しの潰れたドラム缶131本が出てきました。



特異な廃棄物

掘削した廃棄物

・10月8日に、E区画(標高145.5-144.5m(地表面から6~7m下層))で内容物有りの潰れたドラム缶7本(7袋)、廃油浸潤土大型フレコン3袋が出てきました。

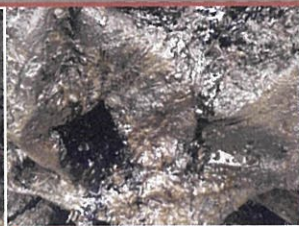
潰れたドラム缶と内容物(ウレタン様物・ウエス・廃油浸潤土・廃油・固結樹脂) 7本、廃油浸潤土3袋



撮影日 令和元年10月8日



撮影日 令和元年10月8日



撮影日 令和元年10月8日



撮影日 令和元年10月10日



撮影日 令和元年10月10日



内袋付きフレコンバッグに梱包して危険物ヤードに保管中

PCB、有害物(重金属・VOC等)分析中

分析結果に応じて適正に処分予定

二次対策工事土工・処分実績(令和元年10月末現在)

項目		数量	単位	第30回(7月末)との差
仮置物撤去土工	仮置物撤去土量	21,300	m ³	0
	掘削土量	219,000	m ³	+7,600
	埋戻可能物仮置土量	214,500	m ³	+6,400
	埋戻再生資源	40,300	m ³	+1,700
場外への搬出・処分量	廃棄物			
	可燃物(主に廃プラスチック類で木くず等が混じるもの)	32,000	t	+610
	不燃物(ガラス陶磁器くず、金属くず)	2,110	t	+110
	有害物(掘削由来:バッテリー、感染性廃棄物相当物)	49.1	t	0
	有害物(場内残置物:バッテリー、変圧器等)	0.8	t	0
	有害物(FG区画、I区画、E区画他)	28,700	t	+2,500
	ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土	519	t	+5.52
	鋭利なものを含む等、選別に適さない廃棄物土等	590	t	0
	旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物混じり土	11,500	t	0
	セメント混合廃棄物土	118	t	0
選別土等	ふっ素が土壌環境基準を超過したもの	18,100	t	0
	覆土等で鉛が土壌環境基準を超過したもの	1,400	t	0
資源化	金属くず	97	t	0

資料2

特異な廃棄物の処分および保管状況（二次対策工事期間）（令和元年10月末現在）

廃棄物の種類	処分済重量等		保管中重量等		内 容 等	計	第30回(7月末)との差
医療系薬びん等 (土砂等を含む)	269.89 t		0 t		医療系ガラスびん、点滴びん、チューブ類等	約270t	約0.64t
ドラム缶と一斗缶 (土砂等を含む) 二次対策工事掘削分	229.44 t	ドラム缶 360 本 一斗缶 27 本	約4 t	ドラム缶 93 本 一斗缶 0 本	保管中:低濃度PCB廃棄物9本、特管産廃17本、未分析産廃(中身有)7本、未分析産廃(中身無)60本、一斗缶0本	ドラム缶 453本 一斗缶 27 本	ドラム缶 有8無133 本 一斗缶0 本
廃コンデンサ (低濃度PCB廃棄物)	22.9 kg	1 個	—		処分済:低濃度PCB廃棄物	1 個	—
低濃度PCB汚染物	36.66 kg		20 kg	フレコン 1 袋	処分済:汚染容器、サンプル採取道具等、保管中:サンプル採取道具等	56.66 kg	—
安定器	6.8 kg	1 個	約1.88 t	618 個	処分済:低濃度PCB、保管中:PCB含有率不明(高濃度扱い)617個、高濃度1個	619 個	50個
廃石綿等	36.66 t	68 m3	0 t	0 m3	処分済:廃石綿、同付着物(固化・浸潤処理物)	36.66 t	—
廃鉛蓄電池	11.56 t	1,898 個	約0.58 t	115 個	自動車・バイク用等の破損したバッテリー	2,013本	31個
廃消火器	約1.24 t	443 本	約0.16 t	49 本	破損した消火器	492本	1本
廃ガスボンベ	約0.28 t	24 本	約0.2 t	19 本	穴の開いていないガスボンベ	43本	—
ドラム缶と一斗缶 (土砂等を含む) H17,H19年度掘削分	19.95 t	ドラム缶 約230 本 一斗缶 約65 本	1.85 t	フレコン 8 袋	保管中:低濃度PCB廃棄物4袋、特管産廃4袋	ドラム缶 247本 一斗缶 69 本	—

選別土 および 覆土等 の適合確認分析

適合確認分析

- ・ 300m³毎に分析を実施して埋戻しの可否を判断

・ 分析項目はカドミウム、水銀、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、TOC
- (令和元年11月5日適合確認分析終了)

項 目	数量	単位	第30回協議会との差	備 考
選別土 適合確認回数	521	回	+ 16	
うち不適合判定数	39	回	+ 0	不適合項目:ふっ素
覆土等 適合確認回数	89	回	+ 0	
うち不適合判定数	7	回	+ 0	不適合項目:鉛、ふっ素

内容の詳細については別紙「適合確認分析の結果について」をご覧ください

- ・不適合選別土の発生はありませんでした。

・覆土等適合確認分析はありませんでした。

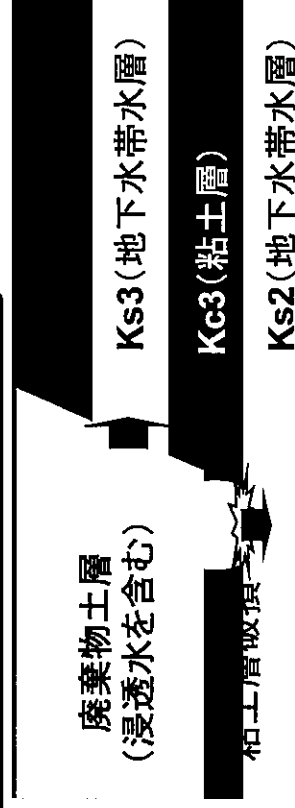
・廃棄物土掘削・選別の完了に伴い、選別土および覆土の適合確認分析はすべて終了しました。

令和元年度第2回
モニタリング調査結果について
令和元年(2019年)11月18日

調査日

◆ 令和元年(2019年)9月26日、10月1日(経堂池のみ)

浸透水の移流拡散概念図



経年変化グラフについて

- ◆ Ks3の地下水採水地点のうちH24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。また、C-9は、水量が少なかったためダイオキシン類以外を測定した。
- ◆ C-7、C-8、C-9を除く上記の調査地点において過年度に環境基準を超過した項目(ヒ素、ふっ素、ほう素、鉛、水銀、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)および電気伝導度の経年変化を帯水層ごとにグラフ化した。
- ◆ グラフ横軸の始点は、過年度の全調査結果をプロットできるH20(2008).4とした。ただし、No.1はH12(2000).4、H16-No.5はH18(2006).4とした。
- ◆ 定量下限値未満の場合、定量下限値にプロットした。なお、水銀は定量下限値と環境基準値が同じで、検出・不検出の区別ができないことから定量下限値未満の場合、0にプロットした。注) プロット: データをグラフ上に点で示すこと。
- ◆ 平成22(2010)年度まで、採水はベラーを用いていたが、井戸ケーシングとの隙間が小さいため、孔内水が攪乱されて井戸の底等の堆積物が巻き上げられ、試料への混入が避けられなかった。このため、平成23(2011)年度から、有害物調査検討委員会の意見をもとに、採水方法を水中ポンプに変更するとともに、孔内水量の4倍量程度をバージした後、水質の安定を確認した上で採水することとした。この結果、堆積物が混入しなくなり、堆積物に吸着・含有されているもの、水に溶出しにくく、水の流れとともに下流に流出しにくい物質(ヒ素、鉛、ダイオキシン類)の濃度は大きく低下した。注) 処分場に由来しない土壌粒子にも、ヒ素、鉛、ダイオキシン類が吸着・含有されている場合がある。
- ◆ 浸透水調査地点のうち、A-3については分析に必要な水量を確保できなくなったため、H26(2014).2.20からNo.1揚水井戸に調査地点を変更した。その後、No.1揚水井戸を工事に伴い撤去したため、H28(2016).9.15からNo.3揚水井戸に調査地点を変更した。H16-No.5については工事に伴い近づけなくなり、また、近傍に適切な井戸がないため、H28(2016).9.15から休止中である。H24-S2およびH24-S2(2)については、平成26(2014)年度に鉛直遮水壁の施工に伴い撤去したため、それぞれの代替井戸として同じ地下水帯水層に設置したH26-S2およびH26-S2(2)においてH27(2015).7.6から調査を開始した。No.4-1については、その区域で掘削工事を開始したため、H30(2018).6.26をもって調査を終了した。
- ◆ H29(2017).6.26に実施したH26-S2(2)およびH24-4のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を満たさなかったため、参考値として取り扱う。H29(2017).9.20に実施したH24-2(2)のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を著しく逸脱したため、再採取および再分析を行った。

調査結果

BOD・COD

- 廃棄物処理法で定める安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準超過地点

【浸透水】：(BOD)No.3揚水井戸

電気伝導度

- H24-2(2)はH25.7以降低下傾向である。
- No.1、H24-2、H24-4については、H30(2018).6以降上昇傾向であるが、そのうちH24-4はR1(2019).6以降低下傾向である。
- No.1-1については、H27(2015).9以降、それ以前の値に比べてやや高い状態である。
- No.3-1については、H26(2014)頃からH28(2016).6まで低下傾向、H28(2016).9からH30(2018).1まで上昇傾向であった。その後、H30(2018).6、H30(2018).9で急激に低下したが、H30(2018).11以降上昇傾向である。

ひ素

- 地下水環境基準超過地点
【浸透水】：なし

【地下水(Ks3)】：なし

【地下水(Ks2)】：H24-7、H26-S2、No.3-1

- H24-7はH30(2018).9以降上昇傾向である。その他の2地点(H26-S2、No.3-1)については概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

ふっ素

- 地下水環境基準超過地点 なし
- ほぼ横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

調査結果

ほう素

- 地下水環境基準超過地点

【浸透水】: No.3揚水井戸

【地下水(Ks3)】: H26-S2(2)

【地下水(Ks2)】: なし

- H26-S2(2) は、引き続き環境基準値を超過しており、環境基準値付近を推移している。
- No.3揚水井戸は、R1(2019).6は環境基準を下回ったが、今回はそれまでと同様に環境基準値を超過した。
- K-1は、環境基準値の6、7割前後で横ばい傾向である。
- その他の地下水は経年的に見るとほぼ変化なく推移している。環境基準値を超過している地点もあるため、今後もモニタリングを重ね、結果を注視していく。

鉛

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

水銀

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

1, 2-ジクロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

クロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 今回は初めて調査した全地点で不検出となった。

1, 4-ジオキサン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- H26-S2(2)については、環境基準値の8割程度を推移している。
- その他の地点については、変動があるが、経年的に見て低下傾向にある。

ダイオキシン類

- 環境基準超過地点 なし

家庭系ごみの影響に関する調査について

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 引き続き調査を継続。

(参考) (第27回連絡協議会 資料5)

評価方法

- ・評価対象項目の平均値が地下水環境基準に2年間適合することとする。
- ・処分場が原因でない項目は評価対象から除く。

調査地点		C-7			C-8			C-9			地下水 環境基準
採水年月日		R1. 6. 25	R1. 9. 26		R1. 6. 25	R1. 9. 26		R1. 7. 10	R1. 9. 26		
現場 気温	℃	27.0	24.5		27.0	25.0		25.0	26.0		-
測定 水温	℃	19.8	18.4		19.6	19.1		18.9	23.7		-
項目 採水深度 (GLより)	m	4.25	4.06		7.10	6.77		3.12	3.12		-
pH	at20℃	5.9	6.2		5.9	5.4		6.6	6.5		-
BOD	mg/L	1.0	1.6		0.8	1.0		2.4	0.9		-
COD	mg/L	5.0	5.0		0.8	1.2		7.8	3.2		-
SS	mg/L	63	15		2.0	<1.0		57	37		-
EC	mS/m	87	100		23	26		62	40		-
カドミウム	mg/L	0.0004	<0.0003		<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003		0.003以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08		<0.08	<0.08		0.12	<0.08		0.8以下
ほう素	mg/L	0.3	0.4		0.2	0.1		0.2	0.3		1以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		0.0005以下
P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		不検出
1,2,3-トリクロロベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		0.01以下
1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		0.01以下
1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004		<0.004	<0.004		0.04以下
1,1,1,2-テトラクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		-
1,1,2,2-テトラクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		-
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		0.01以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002		0.002以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.034	0.033		0.027	0.021		-	-		1以下
鉄	mg/L	4.4	3.2		0.18	0.05		12	9.4		-
マンガン	mg/L	5.5	4.0		1.5	0.26		2.3	2.1		-
溶解性鉄	mg/L	0.59	0.07		0.01	0.01		5.3	1.2		-
溶解性マンガン	mg/L	4.9	3.6		1.3	0.24		2.1	2.0		-
全窒素	mg/L	1.20	0.78		2.33	0.83		1.78	1.71		-
全りん	mg/L	<0.05	<0.05		<0.05	<0.05		<0.05	<0.05		-

分 析 項 目

経堂池の水質等

項目	単位	H26.2.25 (2014)	H26.7.17 (2014)	H26.10.17 (2014)	H26.12.5 (2014)	H27.3.2 (2015)	H27.7.10 (2015)	H27.10.5 (2015)	H27.12.17 (2015)	H28.1.18 (2016)	H28.7.5 (2016)	H28.9.21 (2016)	H28.12.7 (2016)	H29.2.15 (2017)	H29.7.4 (2017)	H29.9.27 (2017)	H29.12.5 (2017)	H30.2.8 (2018)	H30.7.3 (2018)	H30.10.4 (2018)	H30.12.4 (2018)	H31.2.15 (2019)	R1.7.8 (2019)	R1.10.1 (2019)	農業用水 基準
pH(20℃)		9.0	7.6	7.4	7.6	8.1	8.0	7.5	8.7	8.5	8.2	7.5	7.9	7.8	7.6	7.3	7.3	7.6	7.1	7.0	7.3	7.2	7.2	7.3	6.0-7.5
BOD	mg/L	4.0	3.5	2.4	2.2	5.5	2.9	2.0	2.5	4.4	4.5	4.5	1.2	4.1	6.2	1.7	2.8	2.1	2.0	1.4	1.8	1.0	1.6	1.3	6.0-7.5
COD	mg/L	15	11	6.0	6.8	9.1	7.4	5.5	6.3	8.7	21	33	10	7.2	13	6.7	5.3	3.3	7.1	3.2	7.0	5.8	5.8	6.8	6
SS	mg/L	8.9	4.9	3.1	24	23	9.5	20	19	25	21	33	13	8.3	36	4.4	7.1	6.2	23	3.4	11	9.3	5.4	4.9	100
臭	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
ほう素	mg/L	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
ふっ素	mg/L	0.10	6.11	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.10	0.10	<0.06	0.10	0.08	0.13	<0.06	0.09	0.12	0.06	<0.06	<0.06	0.13	<0.06	0.12	0.10	0.11	
亜鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.004	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
1,2-ジクロロエチン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
クロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,4-ジクロロエチン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.14	0.09	0.24	0.20	0.28	0.072	0.17	0.14	0.29	0.37	0.44	0.14	0.12	0.73	0.045	0.14	0.11	0.34	0.044	0.33	0.21	0.19	0.040	
電気伝導率	μS/m	53	32	23	27	26	30	36	32	30	31	34	33	30	32	37	45	38	35	46	47	47	44	38	30
全窒素	mg/L	4.22	0.65	0.70	0.57	0.96	0.78	0.87	0.75	0.87	0.98	1.27	0.66	0.52	0.84	0.41	0.38	0.44	0.67	0.32	0.44	0.48	0.32	0.33	1
アンモニア性窒素	mg/L	2.88	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	0.18	0.07	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.14	<0.05	<0.05	<0.05	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.07	0.08	0.12	0.10	0.06	0.10	<0.01	<0.01	0.07	0.07	0.04	0.05	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.01	
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	0.05	0.05	0.05	0.11	0.07	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
りん酸塩りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	
亜鉛	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	
全無機炭素	mg/L	310	210	180	190	180	190	250	240	230	260	260	240	200	200	260	280	190	250	320	280	300	280	250	
増殖抑制剤	mg/L	35	9.9	4.0	5.8	6.1	5.3	6.2	7.2	7.6	8.1	8.1	6.6	7.2	12	8.6	7.0	11	8.3	9.6	11	13	10	7.7	
備考		水位が前回より1.5m。降雨の半分程度。工事により池の底層が減少している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	一面にエビが繁殖している	

農業用水基準：農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

浸透水および地下水のモニタリング調査（令和元年度第2回）結果一覧

試料名	採取地点	場内浸透水				Ks3層を含む地下水				Ks2層を含む地下水				Ks2層を含む地下水				Ks2層を含む地下水				経年池	地下水 環境 基準	安定型 鉱物 の浸透 基準	浸透 基準
		2019	2020	2021	2022	2019	2020	2021	2022	2019	2020	2021	2022	2019	2020	2021	2022	2019	2020	2021	2022				
浸透水	浸透水	7.3	7.4	6.7	6.8	6.0	5.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
pH	pH	7.3	7.4	6.7	6.8	6.0	5.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
BOD	BOD	24	4.7	-	2.1	1.1	0.9	1.6	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	1.3	1.5	0.7	1.2	1.9	1.2	0.8	0.8	1.3	20以下	-	-
COD	COD	21	13	-	12	1.9	<0.5	5.0	1.2	3.2	4.2	<0.5	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	40以下	-	-	-
SS	SS	4.9	33	-	1.9	<1.0	1.3	1.5	<1.0	3.7	23	19	1.2	2.7	1.9	4.0	<1.0	3.9	1.9	1.0	<1.0	6.8	100以下	-	-
EC	EC	140	180	17	150	42	4.4	100	26	40	8.9	8.9	25	120	200	95	110	67	17	91	110	38	30以下	-	-
カドミウム	カドミウム	<0.003	<0.003	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.05以下	-	-
鉛	鉛	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
水素	水素	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
銅	銅	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
マンガン	マンガン	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
クロム	クロム	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
ニッケル	ニッケル	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
亜鉛	亜鉛	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	-	-
ダイオキシン類	ダイオキシン類	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
有機溶剤	有機溶剤	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
揮発性有機溶剤	揮発性有機溶剤	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
全金属	全金属	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
アモニウム	アモニウム	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
全りん	全りん	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
りん酸りん	りん酸りん	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
硝酸りん	硝酸りん	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
亜硝酸りん	亜硝酸りん	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
全窒素	全窒素	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
全有機炭素	全有機炭素	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-
全溶解性固形物	全溶解性固形物	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下	-	-

二次対策工事後の モニタリング調査計画について

令和元年(2019年)11月18日

これまでのモニタリング調査計画に対する主な意見と対応案

(全般)

- 国との関係上(産廃特措法実施計画:目標の達成)の調査計画(工事後2年間)は提案どおりでよい。
 - 提案させていただいているとおり実施(地下水調査:p.4下~p.5下にまとめ)。
 - 有効性の確認については継続して協議。

(調査頻度)

- 工事後5年以降も調査をしてほしい。
 - 協定書記載のとおり、有効性が確認された後もモニタリングを継続。
- 調査回数はできれば年4回やってほしい。
- 調査回数を減らす時は、有害物が出やすい時期に調査してほしい。
 - 当面2年間は現行と同様の調査項目全てを年4回で実施。実施計画の目標達成状況の確認をする段階で、それまでの調査結果をもとに改めて検討。
- 降雨後に調査した方が有害物が検出されやすいのではないか。
 - 樋口委員に、降水後、一部の水質は地下水量の増加による希釈により低下、一部は濁水によるSS分の増加により濁質分に含有される有害物等が検出され、通常時とは異なる水質となることを確認。これを受け、降水後かどうかに関わらず、調査を実施することとする。

これまでのモニタリング調査計画に対する主な意見と対応案

(評価方法等)

- 年4回の水質を平均で評価することに納得できない。1回でも超えたら調査が必要である。

- 目標達成状況の確認については平均値で評価する。モニタリングはその後も継続する。

(参考)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)
別表 備考1
「基準値は年間平均値とする。」

- 上流井戸と下流井戸の電気伝導度等の相対評価が必要。
 - 調査方法や評価方法については、今後改めて協議する。
- 地下水が完全にきれいになったかどうかの評価は調査計画の範囲内とするのではなく、最終的な確認は、範囲を広げ調査を行い評価してほしい。その上で納得したい。
 - ご提案の方法も含めて、最終的な確認の方法については別途協議する。

基本項目(これまでの協議により了解された点)

- 方針
- 調査時期等
- 調査地点
- 評価対象地点、基準
- 調査項目、頻度、評価対象項目
- 評価方法

詳細項目(今年度以降に検討・協議する点)

- 基準適合状況に応じた地点・項目ごとの調査頻度の設定方法
- 年2回および年1回調査時の時期の選定
- 窒素類(アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素)の調査項目への追加
- 揚水ピットにおける採水方法
- 基準不適合だが改善が見られる場合や水質の悪化が認められない場合の取扱い、一般項目の結果の取扱い
- 浸透水についての、ほう素の変動傾向等を含めた総合的な評価
(済)下流井戸におけるECやpH等の常時監視計画
- 上流井戸において検出されているひ素の取扱い(処分場による汚染か否かの整理等)

*ここで基準とは、地下水の水質に対しては環境基準、浸透水の水質に対しては廃止基準を指す。

モニタリングの方針

1 目的

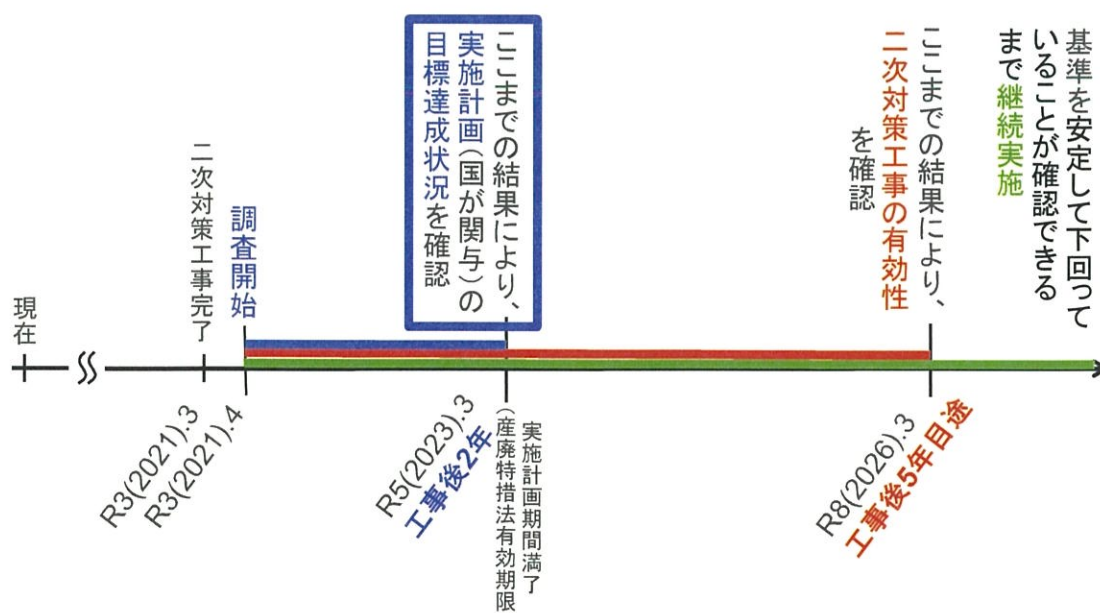
- ① 二次対策工事の有効性を確認し、追加対策の必要性について判断する。
(協定に基づくもの。)
- 「7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。
その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。」

- ② 特定支障除去等事業実施計画の目標達成状況を確認し、事業の完了を判断する。
(特定支障除去等事業実施計画に基づくもの。)

モニタリングの継続実施について

- 「5 甲(滋賀県知事)は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。(後略)」(協定書)

モニタリングの調査時期等



* 実施計画: 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画

* 産廃特措法: 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

実施計画の目標達成状況の確認について

目標達成状況の確認

1 支障等の内容

- ① 廃棄物の飛散流出のおそれ
- ② 地下水への汚染拡散のおそれ
- ③ 硫化水素ガスの悪臭発生のおそれ

2 目標達成状況の判断とその調査方法

目標達成状況の判断	調査方法	対象とする支障等
廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること 法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること	施工後の完了検査	①、③
旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足すること	地下水調査	②
嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること	浸透水水位調査	③
旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること	敷地境界ガス調査	③

3 調査期間

工事終了後2年間

(令和3年(2021年)4月～令和5年(2023年)3月予定)

地下水調査

目標達成状況の確認

1 調査地点等

対象	位置	名称	実施計画の目標達成状況	適用基準
地下水 Ks3層・沖積層	下流	H24-2(2)、H24-4(2)	◎	環境基準
	上流	H24-7、No.4-2	△(BGの把握)	—
地下水 Ks2層	周縁	No.1、No.3-1	◎	環境基準
	下流	H24-2、H24-4	◎	

◎:評価対象(水質)
△:その他(調査目的)

BG:バックグラウンド(旧処分場の影響を受けていない(地下水の水質))

2 調査項目

現行のモニタリングと同じ(有害物質15項目、一般項目5項目、その他10項目)

3 調査頻度

現行のモニタリングと同じ(全項目年4回)

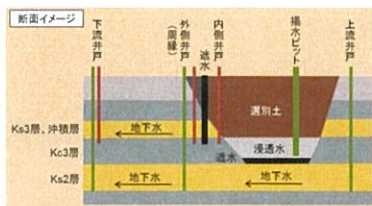
調査期間中、頻度の減少なし。

4 評価方法

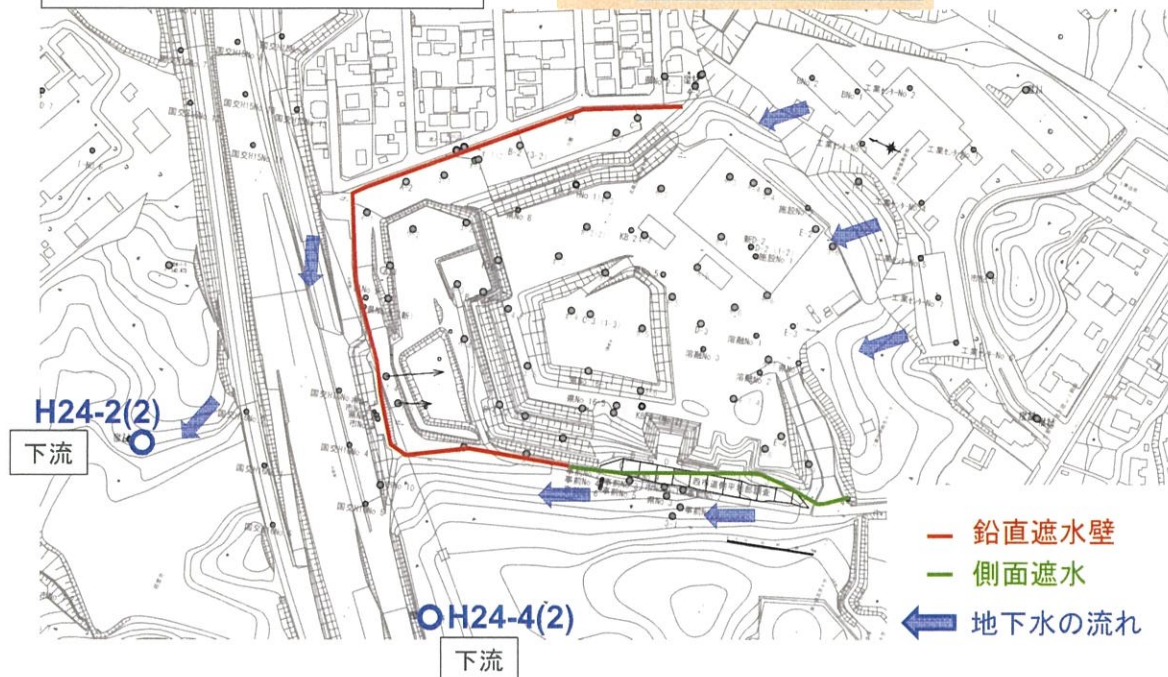
- ・測定値の年平均値が環境基準に2年間適合すること。
- ・処分場が原因でない項目は除く。

調査地点(場外 Ks3・沖積層)

目的:
Ks3層、沖積層地下水の水質の調査。
鉛直遮水壁、側面遮水の効果の確認。

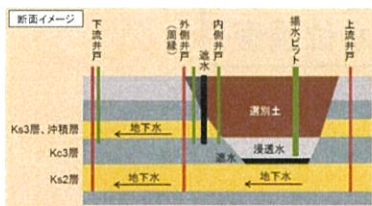


目標達成状況の確認



調査地点(場外 Ks2層)

目的:
Ks2層地下水の水質の調査。
底面遮水の効果の確認。



目標達成状況の確認



1 調査方法

水位の自動測定器または手測りにより、浸透水井戸の水位を測定する。

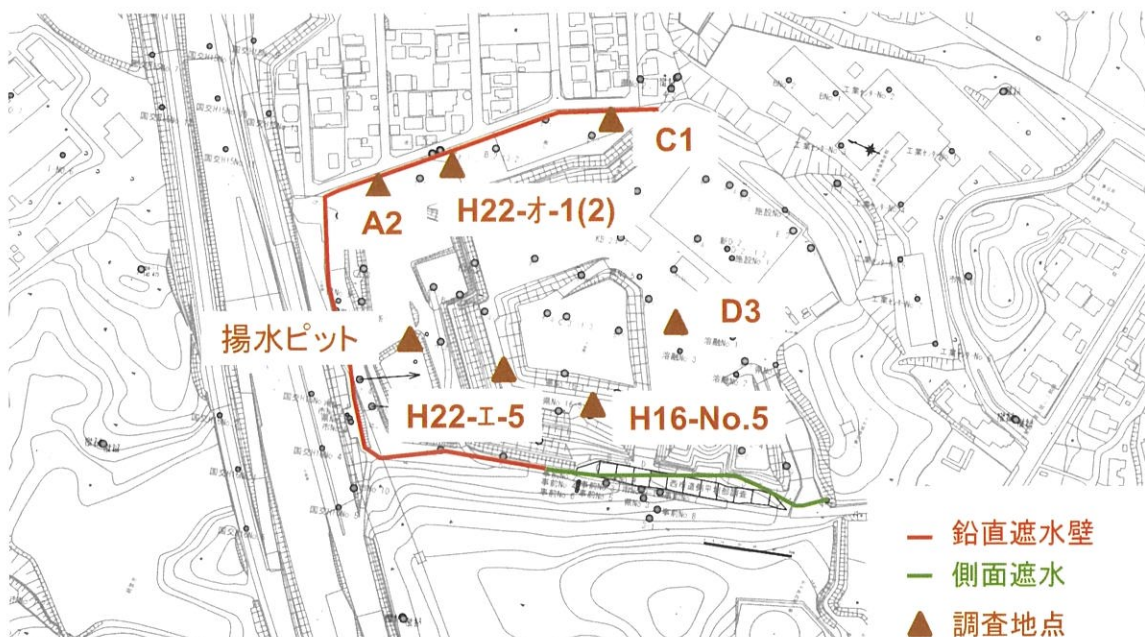
2 調査地点

場内7地点

(測定データの経過等により調査地点を増減することがある)

3 評価方法

・水位データを分析し、過去のボーリング結果等と比較して、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているか確認。



敷地境界ガス調査

目標達成状況の確認

1 調査方法

大気ガスを採取・分析し、硫化水素ガス濃度を調査する。

2 調査地点

敷地境界4地点(4方向)

3 調査頻度

年4回

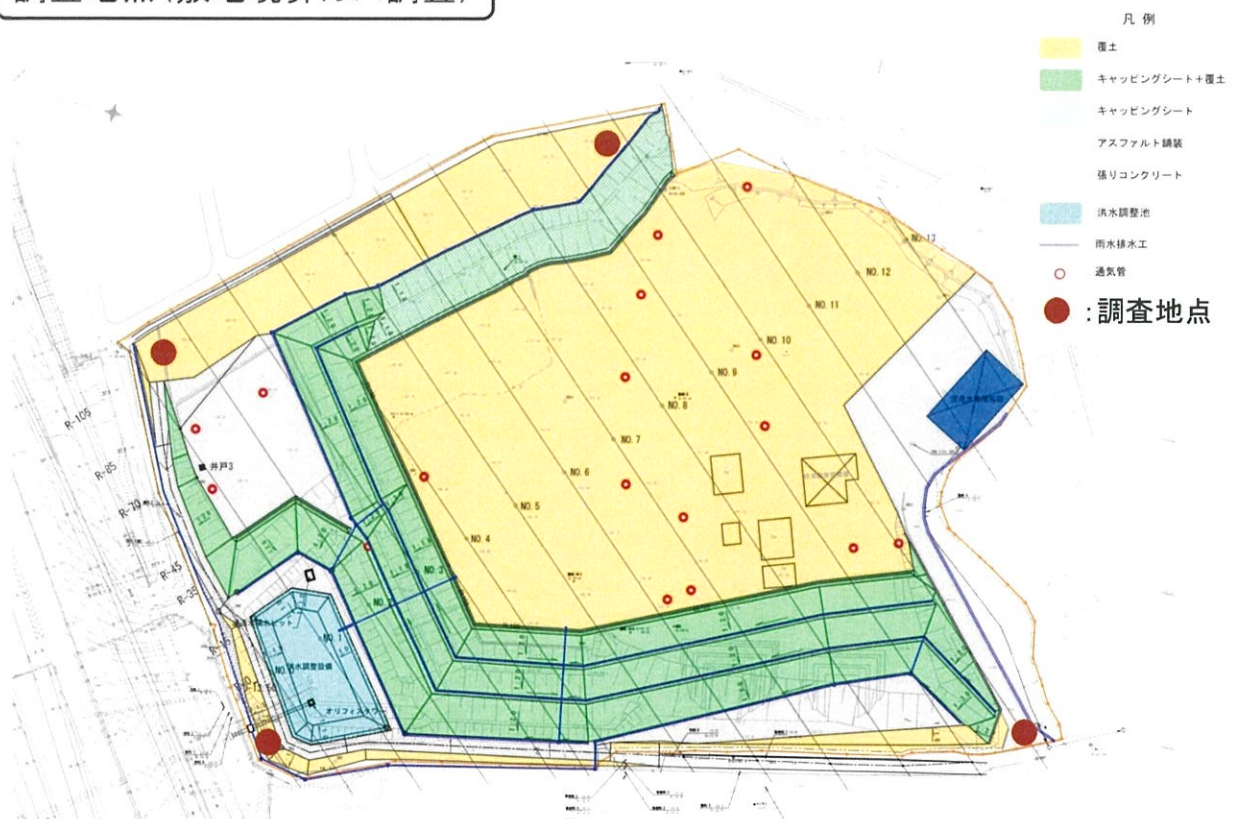
4 評価方法

・悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準
硫化水素: 0.02 ppm 以下 (一般区域)

調査地点(敷地境界ガス調査)

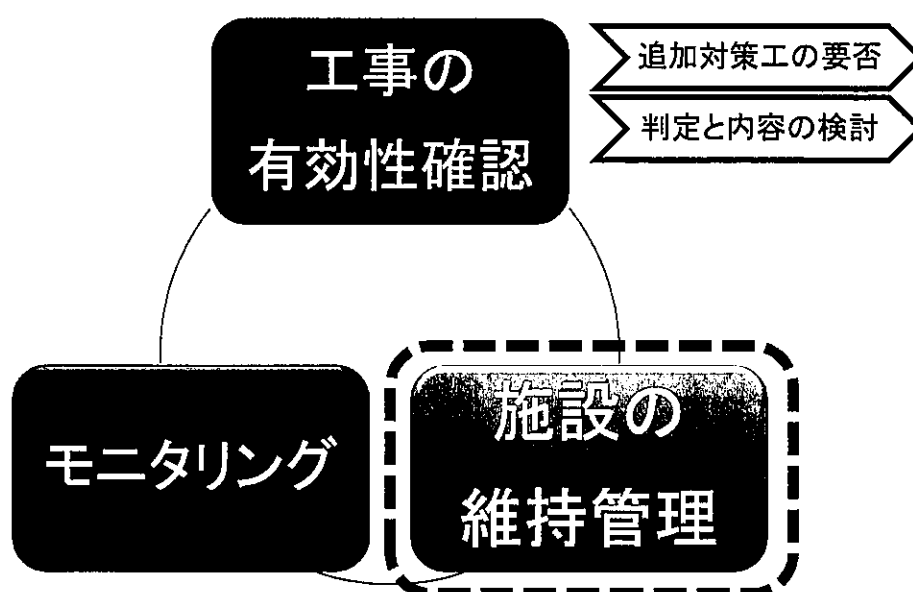
目標達成状況の確認



当面の敷地管理について(案)

令和元年(2019年)11月18日(月)

工事完了後…



【対象期間】 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(予定)
※対策工の有効性を確認できた時点

■ 施設の維持管理について

点検

- 各施設の状態について定期的な確認を実施

維持管理

- 各施設の機能が支障なく発揮できるように定期的な維持管理を実施

補修

- 点検結果により補修対策の必要性を確認し、対応を実施

■ 点検の種類

点検の種類	実施者	点検内容	実施頻度
日常点検	水処理施設管理 業者(外部委託) 県	目視による施設の異常の有無を確認する	毎日 (月～土) 週1回
定期点検	定期点検業者 (外部委託)	目視点検、計測等により施設の補修必要性を判定し、補修方法を検討する	年1回
臨時点検	県	地震、台風、集中豪雨等による施設の異常の有無を目視により確認する	異常気象発生時
詳細点検	専門業者 (外部委託)	突発的な異常が発生した場合や補修のための詳細な点検を行う	異常発生時

■ 管理対象施設

地上構造物

- 水処理施設
- キャッピング工(覆土等)
- 雨水排水路
- 洪水調整池
- その他(フェンス等)

地下構造物等

- 遮水工(鉛直遮水等)
- 浸透水貯留層
- 浸透水揚水ピット
- 底面排水管
- その他(鉛含有廃棄物土)

■ 各施設毎の点検内容

(地上構造物)

施設名	水処理施設
機能	揚水する浸透水を下水排水基準に適合するように水処理を行うとともに、浸透水位の低減を図る。

主な業務	業務内容	現在、業務で実施中の内容
運転操作 監視業務	水処理施設の各種運転操作、調整および監視 ・原則、月～土まで、半日程度の常駐 ・機器の調整、整備、消耗品の交換、等 ・運転状況の確認、記録、異常の早期発見	
保守点検 業務	・施設等の日常・定期保守点検 (日常) 各機器の異音・破損の有無、水温計の掃除、等 (定期) 各機器の校正、攪拌機のベアリングの点検、等 ・施設等の故障警報、異常・災害発生時の臨時点検	
その他の 業務	・消耗品や補修材等の物品管理 ・水処理施設等の解錠および施錠の確認 ・揚水ピットからの配管の破損状況の確認、中継タンクの清掃	

施設名	キャッピング工 (覆土、アスファルト舗装、キャッピングシート、等)
機能	地表面からの雨水の地下浸透を抑制し、浸透水量の低減を図る。

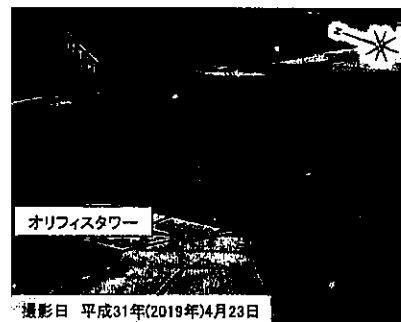
点検の種類	点検項目
日常点検	・くぼみ、ふくらみ(法面部) ・ひび割れ、シートめくれ・損傷 ・草の繁茂の有無
定期点検	・定点観測による変状 ・ひび割れ、損傷状況 ・シート、アスファルト等の劣化

施設名	雨水排水路 (側溝、枳、等)
機能	場内に降った雨水を速やかに集めて、下流へ放流する。

点検の種類	点検項目
日常点検	・側溝、枳などの構造物の損傷 ・構造物設置箇所のくぼみ ・土砂や落ち葉などの堆積物の有無 ・構造物継目における草の繁茂の有無
定期点検	・定点観測による変状 ・ひび割れ、段差状況 ・コンクリート等の劣化

施設名	洪水調整池 (オリフィスタワー、遮水シート、張コンクリート、等)
機能	場内に降った雨水を一時的に貯留し、安全に下流へ放流する。

点検の種類	点検項目
日常点検	・くぼみ、ふくらみ(法面部) ・ひび割れ、損傷状況 ・土砂や落ち葉などの堆積物の有無 ・構造物継目における草の繁茂の有無
定期点検	・定点観測による変状 ・ひび割れ、損傷状況 ・コンクリート、シート等の劣化



※オリフィスとは、流量調節等に用いる壁にあげた流体の流れる穴のこと。

施設名	その他 (通気管、フェンス、モニタリング井戸、等)
-----	------------------------------

点検の種類	点検項目
日常点検	・構造物周辺のくぼみ ・管やフェンス等の損傷の有無
定期点検	・ひび割れ、損傷状況 ・管、フェンス等の劣化

施設名	遮水工 (底面・側面・鉛直遮水)
機能	浸透水の地下水帯水層への流出防止を図る。

分類	内容
モニタリング 計画による 実施	・遮水工内・外側での水質・水位モニタリング

施設名	浸透水貯留層、浸透水揚水ピット、底面排水管
機能	浸透水位を低下させるため、場内の浸透水を確実に集水・貯留し揚水する。

分類	内容
モニタリング 計画による 実施	・雨水に対する浸透水の揚水量と水位のモニタリング

施設名	
その他(鉛含有廃棄物土)	
分類	内容
管理方法	・粘性土で包み、元の位置付近に埋め戻した位置情報を記録
点検実施	・キャッピング工に記載した点検を実施

■ 補修・維持管理について

項目	内容	頻度	備考
水処理施設	施設点検・保守の実施	毎日 (月～土)	<u>現在も実施中</u>
除草	平面部、管理用通路沿いの除草を実施	年_回*	異常繁茂箇所は必要に応じて実施
調整池・排水路	洪水調整池や雨水排水路の清掃・堆積物の除去	年_回*	異常堆積箇所は必要に応じて実施
その他	点検結果により補修対策の必要性を確認し、対応を行う	異常発見後	緊急対応もしくは、計画的に補修を実施

* 印 : 実施頻度や時期について今後検討予定。

前回の第 30 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会にて、『モニタリング結果における H26-S2(2)の井戸の電気伝導度が下がらないのは、処分場の影響か。または、それ以外の北尾団地周辺の影響によるものか』との質問に対する参考資料です。

① 北尾団地自治会世帯数推移(栗東市統計書より 各年度 10 月 1 日現在)

年度	令和 元 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度		平成 21 年度		平成 16 年度
工事 内容							2 次 対策 工事 着手					
世帯数	118	111	107	109	101	94	83	77		65		40

※ 昭和 40 年初めにできた団地

② 北尾団地での開発、建築行為について

- ・本市は、昭和 45 年 7 月 15 日に「市街化区域」と「市街化調整区域」に区域区分を行った。
- ・平成 12 年に都市計画法が改正され、市街化調整区域の許可基準が新たに追加された。
(法第 34 条第 8 号の 3)
- ・平成 16 年 3 月 30 日に『滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例』
(H15.4.1 施行)により、北尾・北の山区域として区域指定された。
- ・区域指定されたことにより、開発・建築行為が可能となった。

団地内私道(民間業者)→RD→栗東市(H15 寄付)→道路、水道、下水道整備(H16～19 年度完了)

1. 区域指定の趣旨

市では、近年の既存集落を取り巻く現状として、少子高齢社会が本格的に到来する中で、今後集落の活力が衰退し、空洞化を招き、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されることから、既存集落の空洞化防止、地域コミュニティの維持を目的として、区域を指定するもの。

2. 現在の区域指定箇所・・・別紙地図

11 号指定は、栗東市内 10 地区

※現在、都市計画法第 34 条第 8 号の 3 は、法第 34 条第 11 号に改正され、区域指定について権限移譲により「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」となっている。(平成 21 年～)

3. 建築物の用途等

- ・自己の居住の用に供する一戸建て住宅(自己用住宅)
(分譲・建売・賃貸は不可。申請者自身の居住する住宅に限る。)
- ・事務所、日用品物販店舗、理髪店等を兼用する自己用住宅
(ただし、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ兼用する用途部分の床・面積が 50 平方メートル以内であるものに限る。)
- ・敷地の規模(500 平方メートル以内)
- ・建ぺい率:70% 容積率:200%
- ・既設住宅の売買は制限されていない。

都市計画法第34条第11号・第12号指定区域 位置図

平成30年11月1日

栗 東 市 全 図

